

令和5年度 第2回 四街道市子ども・子育て会議次第

日時：令和6年2月8日（木）

14：00～

会場：市保健センター3階大会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

①令和6年4月開所予定の家庭的保育事業等の認可について 【資料1】

②令和6年4月以降における保育施設等の利用定員について 【資料2】

4 そ の 他

①前回の会議における質問事項の回答について 【資料3】

②次期計画策定に向けた市民調査について（報告） 【資料4】

③その他

5 閉 会

令和6年4月開所予定の
家庭的保育事業等の認可について

令和6年2月8日
保育課

1 家庭的保育事業等の認可に係る意見聴取について

(1) 意見聴取の概要

令和6年4月1日に家庭的保育事業等の実施を予定する事業者（2者）から当該事業等の認可を受けるための申請がありました。

児童福祉法第34条の15第4項の規定により、当該認可について、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者である皆様のご意見を伺います。

【参考：児童福祉法（抄）】

第34条の15（略）

2・3（略）

4 市町村長は、第2項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

(2) 家庭的保育事業等の概要

児童福祉法第24条第2項により次の事業が家庭的保育事業等として規定されており、また、同法第34条の15第1項により家庭的保育事業等の認可権者が市町村長であることが規定されています。

- ① 家庭的保育事業：少人数（定員5人以下）を対象に専用の事業所で保育を行う事業
- ② 小規模保育事業：少人数（定員6～19人）を対象に専用の事業所で保育を行う事業
- ③ 居宅訪問型保育事業：保護者の自宅で1対1の保育を行う事業
- ④ 事業所内保育事業：企業の従業員用保育施設等で地域の子どもの保育を行う事業

(3) 認可の基準

家庭的保育事業等の認可基準は、児童福祉法のほか、四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例により定めています。

(4) 当市における保育の現状

令和5年4月1日現在、当市には、23か所の保育所（3市共同整備の保育所を含む。）、3か所の認定こども園、9か所の小規模保育事業所及び3か所の企業主導型保育事業所があります。それら保育施設等の定員数（企業主導型保育事業所については地域枠のみ。）及び当市在住児童における保育施設等（市外のものを含む。）の利用数は次表のとおりです。

（単位：人）

| | 利用定員 | 利用児童数 (a) | | 待機児童数 (b) | | 計 (a+b) |
|-------|----------|-----------|----------|-----------|----------|----------|
| | R5. 4. 1 | R4. 4. 1 | R5. 4. 1 | R4. 4. 1 | R5. 4. 1 | R5. 4. 1 |
| 0歳児 | 142 | 89 | 99 | 0 | 0 | 99 |
| 1・2歳児 | 717 | 674 | 730 | 0 | 0 | 730 |
| 3～5歳児 | 1,086 | 940 | 1,079 | 0 | 0 | 1,079 |
| 計 | 1,945 | 1,703 | 1,908 | 0 | 0 | 1,908 |

※待機児童数は国基準に基づくものです。

2 意見聴取の対象とする事業の内容について

(1) 認可に係る申請者及び対象事業

聴取対象とする認可申請に係る申請者及びその設置事業所は次表のとおりです。

| No. | 申請者 | 代表者 | 事業所の名称 |
|-----|----------|-------------|---------------|
| 1 | 株式会社 秀盛舎 | 代表取締役 西重 誠 | みらくるバンビーノもねの里 |
| 2 | 株式会社 橘花会 | 代表取締役 橘 謙一郎 | ベアキッズ千代田園 |

(2) 認可申請に係る事業の内容

認可申請のあった事業の内容は、別紙1及び別紙2のとおりです。

(3) 認可の妥当性

認可申請のあった事業の設備及び運営体制は、いずれも認可基準を満たしています。

また、令和5年4月1日現在、当市における保育所等の利用児童数の合計は、利用定員数の合計を下回っていますが、1・2歳児の区分においては、利用児童数が利用定員数を上回っている状況にあります。このことに加え、利用児童数が増加傾向にあることを踏まえると、利用定員の増加がない場合、待機児童が生じる恐れがあると見込まれるため、家庭的保育事業等の認可による利用定員の増加は必要であると考えます。

認可申請に係る家庭的保育事業等の内容（その1）

| | | | | | | | |
|----------|-------------------------------|----|----|----|----|----|-----|
| 事業所名称 | みらくるバンビーノもねの里 | | | | | | |
| 事業所所在地 | 四街道市もねの里2丁目7番21号 | | | | | | |
| 事業種別 | 小規模保育事業所（A型） | | | | | | |
| 事業開始日 | 令和6年4月1日（予定） | | | | | | |
| 運営主体 | 株式会社 秀盛舎 | | | | | | |
| 認可定員 | 0歳 | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 | 合計 |
| | 3人 | 8人 | 8人 | 0人 | 0人 | 0人 | 19人 |
| 保育士の配置数 | 常勤換算5人（必要配置数5人） | | | | | | |
| 乳児室（※） | 全1室 合計面積 11.15㎡（必要面積 9.90㎡） | | | | | | |
| ほふく室（※） | 全1室 合計面積 31.53㎡（必要面積 26.40㎡） | | | | | | |
| 保育室等（※） | 全2室 合計面積 69.24㎡（必要面積 15.84㎡） | | | | | | |
| 屋外遊戯場（※） | 近隣公園にて代替（事業所隣地を借用し遊戯場とする計画あり） | | | | | | |
| 給食の実施方法 | 自園調理 | | | | | | |
| 連携施設 | 緑ヶ丘幼稚園 | | | | | | |

※ 認可申請時点で事業所が建設中であるため、その室等の面積は、完成後のものと完全には整合しない可能性があります。

【位置図】



認可申請に係る家庭的保育事業等の内容（その2）

| | | | | | | | |
|----------|--|----|----|----|----|----|-----|
| 事業所名称 | ベアキッズ千代田園 | | | | | | |
| 事業所所在地 | 四街道市千代田5丁目37番1号 | | | | | | |
| 事業種別 | 小規模保育事業所（A型） | | | | | | |
| 事業開始日 | 令和6年4月1日（予定） | | | | | | |
| 運営主体 | 株式会社 橘花会 | | | | | | |
| 認可定員 | 0歳 | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 | 合計 |
| | 5人 | 7人 | 7人 | 0人 | 0人 | 0人 | 19人 |
| 保育士の配置数 | 常勤換算6人（必要配置数5人） | | | | | | |
| 乳児室（※） | 全1室 合計面積 20.32 m ² （必要面積 16.50 m ² ） | | | | | | |
| ほふく室（※） | 全1室 合計面積 33.61 m ² （必要面積 23.10 m ² ） | | | | | | |
| 保育室等（※） | 全5室 合計面積 97.43 m ² （必要面積 13.86 m ² ） | | | | | | |
| 屋外遊戯場（※） | 敷地内 85.88 m ² （必要面積 23.10 m ² ） | | | | | | |
| 給食の実施方法 | 自園調理 | | | | | | |
| 連携施設 | 未定（経過措置を適用） | | | | | | |

※ 認可申請時点で事業所が建設中であるため、その室等の面積は、完成後のものと完全には整合しない可能性があります。

【位置図】



令和6年4月以降における
保育施設等の利用定員について

令和6年2月8日
保育課

1 特定教育・保育施設等の利用定員の設定等に係る意見聴取について

(1) 意見聴取の概要

令和6年4月1日に保育所の設置を予定する事業者（1者）及び同日に幼稚園型認定こども園への移行を予定する市内幼稚園の設置者（1者）から施設型給付費の支給に係る施設として確認を受けるための申請が、同日に小規模保育事業を開始する予定の事業者（2者）から地域型保育給付費の支給に係る事業者として確認を受けるための申請が、それぞれありました。

子ども・子育て支援法第31条第2項及び第43条第2項の規定により、当該申請の対象施設等（4か所）における利用定員の設定については、本審議会においてご意見を伺います。

また、既設の保育所等を設置する事業者（3者）から令和6年4月1日に利用定員を変更するための申請がありました。当該申請は、子ども・子育て支援法に基づく意見聴取の対象ではありませんが、同法第31条第2項の規定に準じ、当該申請の対象施設等（3か所）における利用定員の変更についても、本審議会においてご意見を伺うものとしします。

【参考：子ども・子育て支援法（抄）】

第31条（略）

2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第72条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

第43条（略）

2 市町村長は、前項の規定により特定地域型保育事業(特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。)の利用定員を定めようとするときは、第72条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

(2) 子ども・子育て支援法に基づく確認制度と利用定員について

平成27年4月に施行された子ども・子育て支援新制度においては、給付の実施主体である市町村が、教育・保育施設の設置者又は地域型保育事業の事業者からの申請に基づき、認定区分ごとの利用定員を定めた上で、各施設及び事業を給付の対象として確認し、給付費（委託費）を支払うこととされています。

【参考：認可定員と利用定員の違い】

認可定員：施設等の面積等を基に、預かることのできる児童数の上限を定めるもの。

利用定員：施設等の利用が見込まれる児童数を、給付費の算定基礎として定めるもの。

(3) 利用定員の設定に関する国の考え方

- ① 認可定員の範囲内で、施設の設置者等からの申請に基づき市町村が設定する。
- ② 認可定員と一致させることを基本とする。
- ③ 当該施設等での直近の実利用人員や今後の見込みなどを踏まえる。

(4) 当市における保育の現状

令和5年4月1日現在、当市には、23か所の保育所（3市共同整備の保育所を含む。）、3か所の認定こども園、9か所の小規模保育事業所及び3か所の企業主導型保育事業所があります。それら保育施設等の定員数（企業主導型保育事業所については地域枠のみ。）及び当市在住児童における保育施設等（市外のものを含む。）の利用数は次表のとおりです。

（単位：人）

| | 利用定員 | 利用児童数 (a) | | 待機児童数 (b) | | 計 (a+b) |
|-------|--------|-----------|--------|-----------|--------|---------|
| | R5.4.1 | R4.4.1 | R5.4.1 | R4.4.1 | R5.4.1 | R5.4.1 |
| 0歳児 | 142 | 89 | 99 | 0 | 0 | 99 |
| 1・2歳児 | 717 | 674 | 730 | 0 | 0 | 730 |
| 3～5歳児 | 1,086 | 940 | 1,079 | 0 | 0 | 1,079 |
| 計 | 1,945 | 1,703 | 1,908 | 0 | 0 | 1,908 |

※待機児童数は国基準に基づくものです。

2 意見聴取の対象とする申請の内容について

(1) 申請者及び対象施設等

聴取対象とする申請に係る申請者及びその設置施設等は次表のとおりです。

| No. | 申請者 | 区分 | 代表者 | 施設等の名称 |
|-----|-------------------|----|-------------|----------------------------|
| 1 | 株式会社 アルコバレーノ | 新規 | 代表取締役 長澤 宏昭 | わくわく保育園もねの里園 |
| 2 | 学校法人 戸村学園 | 新規 | 理事長 戸村 茂朗 | 認定こども園 第二コスモス幼稚園 |
| 3 | 株式会社 秀盛舎 | 新規 | 代表取締役 西重 誠 | みらくるバンビーノもねの里 |
| 4 | 株式会社 橋花会 | 新規 | 代表取締役 橋 謙一郎 | ベアキッズ千代田園 |
| 5 | 株式会社 こどもの森 | 変更 | 代表取締役 久芳 敬裕 | まなびの森保育園もねの里 |
| 6 | 株式会社 Lateral Kids | 変更 | 代表取締役 川村 陽介 | もりのなかま保育園 四街道めいわ園サイエンス+ |
| 7 | 学校法人 下志津学園 | 変更 | 理事長 小島 孝昭 | 認定こども園 四街道さつき幼稚園 |

(2) 申請に係る教育・保育施設等の概要及び利用定員の設定案

利用定員を設定又は変更する施設等の概要及びその利用定員の設定案は、別紙1から7までのとおりです。

なお、利用定員の設定案は、基本的に申請者提案のものと同様の人数としています。

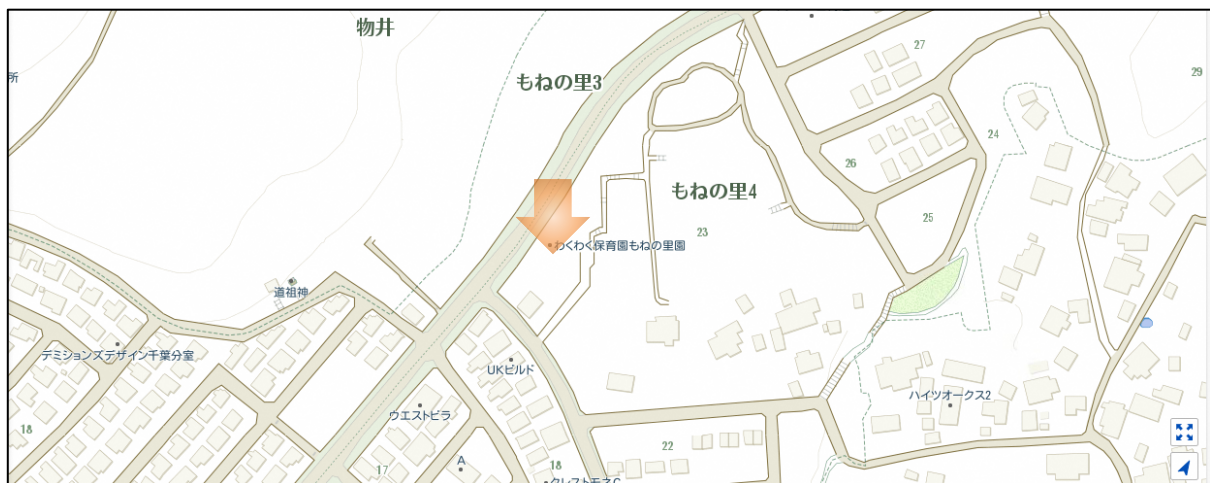
(3) 当市における保育の現状を踏まえた利用定員の設定案の妥当性

令和5年4月1日現在、当市における保育所等の利用児童数の合計は、利用定員数の合計を下回っていますが、1・2歳児の区分においては、利用児童数が利用定員数を上回っている状況にあります。このことに加え、利用児童数が増加傾向にあることを踏まえると、利用定員の増加がない場合、待機児童が生じる恐れがあると見込まれるため、今回の利用定員の設定案は妥当であると考えます。

確認申請に係る教育・保育施設の概要及び利用定員の設定案（その1）

| | | | | | | | |
|-----------|--|--------|-----|--------|-----|-----|-----|
| 施設名称 | わくわく保育園もねの里園 | | | | | | |
| 施設所在地 | 四街道市もねの里4丁目23番26号 | | | | | | |
| 施設種別 | 保育所 | | | | | | |
| 運営開始日 | 令和6年4月1日（予定） | | | | | | |
| 認可定員（予定） | 0歳 | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 | 合計 |
| | 3人 | 11人 | 11人 | 11人 | 12人 | 12人 | 60人 |
| 利用定員（設定案） | 3号認定 | | | 2号認定 | | | 合計 |
| | (0歳) | (1・2歳) | | (3歳以上) | | | |
| | 3人 | 22人 | | 35人 | | | 60人 |
| 備考 | 新規申請としていますが、既存施設の設置主体が変更となるため改めて確認申請があったものであり、本件施設の概要及び利用定員数は、既存のものと同様です。（実質的な利用定員数の増減はありません。） | | | | | | |

【位置図】



確認申請に係る教育・保育施設の概要及び利用定員の設定案（その2）

| | | | | | | |
|-----------|--|--------|--------|------|------|--|
| 施設名称 | 認定こども園第二コスモス幼稚園 | | | | | |
| 施設所在地 | 四街道市千代田1丁目30番 | | | | | |
| 施設種別 | 幼稚園型認定こども園（幼稚園から移行予定） | | | | | |
| 運営開始日 | 令和6年4月1日（幼稚園からの移行予定日） | | | | | |
| 認可定員（予定） | 満3歳未満 | | 満3歳以上 | | 合計 | |
| | (保育) | 0人 | (教育) | 40人 | 100人 | |
| | | | (保育) | 60人 | | |
| 利用定員（設定案） | 1号認定 (満3歳以上) | | | 合計 | | |
| | 40人 | | | 100人 | | |
| | 3号認定 | | 2号認定 | | | |
| | (0歳) | (1・2歳) | (3歳以上) | | | |
| | 0人 | 0人 | 60人 | | | |
| 備考 | 幼稚園としての認可定員は240人となりますが、認定こども園としての認定申請に当たり、本表中認可定員のとおり定員を設定しているため、本表中では、これを認可定員として扱っています。 | | | | | |

【位置図】



確認申請に係る地域型保育事業所の概要及び利用定員の設定案（その1）

| | | | | | | | |
|-----------|------------------|--------|----|--------|----|----|-----|
| 事業所名称 | みらくるバンビーノもねの里 | | | | | | |
| 事業所所在地 | 四街道市もねの里2丁目7番21号 | | | | | | |
| 事業種別 | 小規模保育事業所（A型） | | | | | | |
| 事業開始日 | 令和6年4月1日（予定） | | | | | | |
| 認可定員（予定） | 0歳 | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 | 合計 |
| | 3人 | 8人 | 8人 | 0人 | 0人 | 0人 | 19人 |
| 利用定員（設定案） | 3号認定 | | | 2号認定 | | | 合計 |
| | （0歳） | （1・2歳） | | （3歳以上） | | | |
| | 3人 | 16人 | | 0人 | | | 19人 |
| 備考 | 特記事項はありません。 | | | | | | |

【位置図】



確認申請に係る地域型保育事業所の概要及び利用定員の設定案（その2）

| | | | | | | | |
|-----------|-----------------|--------|----|--------|----|----|-----|
| 事業所名称 | バアキッズ千代田園 | | | | | | |
| 事業所所在地 | 四街道市千代田5丁目37番1号 | | | | | | |
| 事業種別 | 小規模保育事業所（A型） | | | | | | |
| 事業開始日 | 令和6年4月1日（予定） | | | | | | |
| 認可定員（予定） | 0歳 | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 | 合計 |
| | 5人 | 7人 | 7人 | 0人 | 0人 | 0人 | 19人 |
| 利用定員（設定案） | 3号認定 | | | 2号認定 | | | 合計 |
| | （0歳） | （1・2歳） | | （3歳以上） | | | |
| | 5人 | 14人 | | 0人 | | | 19人 |
| 備考 | 特記事項はありません。 | | | | | | |

【位置図】



利用定員の変更申請に係る教育・保育施設の概要及び利用定員の設定案（その1）

| | | | | | | | |
|-----------|--|--------|-----|--------|-----|-----|-----|
| 施設名称 | まなびの森保育園もねの里 | | | | | | |
| 施設所在地 | 四街道市もねの里5丁目11番22号 | | | | | | |
| 施設種別 | 保育所 | | | | | | |
| 定員変更日 | 令和6年4月1日 | | | | | | |
| 認可定員 | 0歳 | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 | 合計 |
| | 3人 | 8人 | 10人 | 13人 | 13人 | 13人 | 60人 |
| 利用定員（現行） | 3号認定 | | | 2号認定 | | | 合計 |
| | (0歳) | (1・2歳) | | (3歳以上) | | | |
| | 3人 | 18人 | | 19人 | | | 40人 |
| 利用定員（変更案） | 3号認定 | | | 2号認定 | | | 合計 |
| | (0歳) | (1・2歳) | | (3歳以上) | | | |
| | 3人 | 18人 | | 29人 | | | 50人 |
| 備考 | 申請者が提案した利用定員の変更案は、利用者数の実状に合わせて定員数を増加させるものであり、認可定員の範囲内であることから、妥当であると考えます。 | | | | | | |

【位置図】



利用定員の変更申請に係る教育・保育施設の概要及び利用定員の設定案（その2）

| | | | | | | | |
|-----------|---|--------|-----|--------|-----|-----|-----|
| 施設名称 | もりのなかま保育園四街道めいわ園サイエンス+ | | | | | | |
| 施設所在地 | 四街道市めいわ1丁目26番8号 | | | | | | |
| 施設種別 | 保育所 | | | | | | |
| 定員変更日 | 令和6年4月1日 | | | | | | |
| 認可定員 | 0歳 | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 | 合計 |
| | 3人 | 8人 | 10人 | 13人 | 13人 | 13人 | 60人 |
| 利用定員（現行） | 3号認定 | | | 2号認定 | | | 合計 |
| | (0歳) | (1・2歳) | | (3歳以上) | | | |
| | 3人 | 18人 | | 25人 | | | 46人 |
| 利用定員（変更案） | 3号認定 | | | 2号認定 | | | 合計 |
| | (0歳) | (1・2歳) | | (3歳以上) | | | |
| | 3人 | 18人 | | 39人 | | | 60人 |
| 備考 | 申請者が提案した利用定員の変更案は、利用者数の実状に合わせて定員数を増加させるものであり、認可定員と同数であることから、妥当であると考えます。 | | | | | | |

【位置図】



利用定員の変更申請に係る教育・保育施設の概要及び利用定員の設定案（その3）

| | | | | | |
|-----------|--|--------|--------|------|------|
| 施設名称 | 認定こども園四街道さつき幼稚園 | | | | |
| 施設所在地 | 四街道市下志津新田 2531 番地9 | | | | |
| 施設種別 | 幼保連携型認定こども園 | | | | |
| 定員変更日 | 令和6年4月1日 | | | | |
| 認可定員 | 満3歳未満 | | 満3歳以上 | | 合計 |
| | (保育) | 12人 | (教育) | 176人 | |
| | | | (保育) | 24人 | |
| 利用定員（現行） | 1号認定 (満3歳以上) | | | 合計 | 176人 |
| | | | | | |
| | 3号認定 | | 2号認定 | | 212人 |
| | (0歳) | (1・2歳) | (3歳以上) | | |
| | 0人 | 12人 | 24人 | | |
| 利用定員（変更案） | 1号認定 (満3歳以上) | | | 合計 | 120人 |
| | | | | | |
| | 3号認定 | | 2号認定 | | 170人 |
| | (0歳) | (1・2歳) | (3歳以上) | | |
| | 0人 | 14人 | 36人 | | |
| 備考 | 申請者が提案した利用定員の変更案は、利用者数の実状に合わせて定員数を調整するものです。変更案における2号認定及び3号認定の利用定員の合計数が認可定員の保育分を上回っていますが、千葉県に認可定員の変更届を提出予定であり、最終的にいずれも同数となる見込みであることから、妥当であると考えます。 | | | | |

【位置図】



①前回の会議における質問事項の回答について

| | |
|------|--|
| 安部委員 | 資料1の2ページ、「まちづくりへの参加促進」について、吉岡小学校でアンケートを実施したとのことで、今後もこのような機会を設けて子どもの意見を取り入れていただけると良い。吉岡小学校の児童からはどのような意見が出て、どのような決定をしたのか。 |
| 回答 | アンケート方法は、意見を記述していただく方法ではなく、遊具を4候補掲げて、子どもたちに投票していただく方法で行いました。（裏面参照） 投票の結果、すべての学年において2のアスレチック遊具が最も票が多かったことから、こちらの遊具を設置しました。 令和5年度においても、総合公園自由広場の遊具更新に際して総合公園体育館エントランスで同様のアンケートを実施しており、今後も子どもの意見を取り入れる機会を設けていきます。 |

| | |
|-------|---|
| 千脇副会長 | 資料2の4ページ、「地域における子育ての推進」の実施状況について、子育てをサポートする市民活動団体1団体とはどこか。 |
| 回答 | コラボ四街道事業で採択された子育てをサポートする市民活動団体1団体は、四街道みらい会です。 四街道みらい会は、旭ヶ丘地区で子ども食堂を開催しており、令和3年度にコラボ四街道事業で採択され、令和4年度の支援団体となっています。 |


鷹の台公園
みんなで遊具を選ぼう！

鷹の台公園の大型遊具の交換を予定しています。そこで、吉岡小学校に通うみなさんにアンケートを行いたいと思います。
遊びたい遊具を1つだけ選んでください

1

遊具の種類
・滑り台
・壁のぼり
・ロープ登り ほか

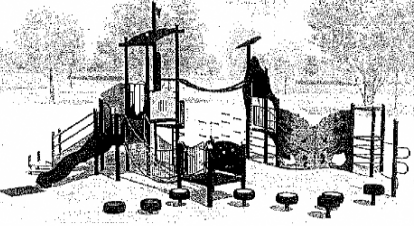
回りながら降りる滑り台があります。



2

遊具の種類
・滑り台
・壁のぼり
・ロープ登り ほか

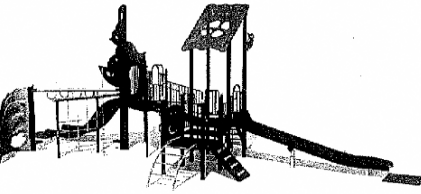
アスレチックみだいに遊べます。



3

遊具の種類
・滑り台
・壁のぼり
・ロープ登り ほか


ローラー滑り台があります。



4

遊具の種類
・滑り台
・うんてい
・ロープ登り ほか

うんていや平均台があります。



アンケートの結果をもとに遊具の決定をします。ご協力ありがとうございました。

四街道市 都市計画課 公園緑地係

鷹の台公園

みんなで遊具を選ぼう！集計結果

| | 遊具1 | 遊具2 | 遊具3 | 遊具4 |
|------|-----|------------|-----|-----|
| 1年1組 | 4 | 8 | 1 | 7 |
| 1年2組 | 1 | 11 | 4 | 3 |
| 2年1組 | 0 | 11 | 4 | 7 |
| 2年2組 | 0 | 17 | 0 | 4 |
| 3年1組 | 2 | 14 | 2 | 1 |
| 3年2組 | 1 | 10 | 0 | 7 |
| 4年1組 | 0 | 26 | 0 | 0 |
| 4年2組 | 0 | 23 | 0 | 2 |
| 5年1組 | 0 | 25 | 0 | 2 |
| 5年2組 | 0 | 15 | 4 | 9 |
| 6年1組 | 0 | 26 | 0 | 4 |
| 6年2組 | 0 | 13 | 6 | 6 |
| 合計 | 8 | 199 | 21 | 52 |

②次期計画策定に向けた市民調査について（報告）

A. 子育て支援に関するアンケート調査

調査期間：令和 5 年 12 月 13 日～令和 5 年 12 月 27 日

対象者：未就学児家庭（保護者） 1,000 件（ランダム抽出）
小学生家庭（保護者） 1,000 件（ランダム抽出）

実施方法：郵送配布、郵送回答またはWEB回答

回収状況：R6. 1. 23 時点（開封が完了していないため、未就学児と小学生の内訳は推定による数が含まれています。）

| | 配布数 | 回収数 | | 回収率 | |
|--------|---------|---------|-------|---------|-----|
| 未就学児家庭 | 1,000 件 | 郵送回答 | 333 件 | 計 591 件 | 59% |
| | | WEB回答 | 258 件 | | |
| 小学生家庭 | 1,000 件 | 郵送回答 | 293 件 | 計 557 件 | 55% |
| | | WEB回答 | 264 件 | | |
| 計 | 2,000 件 | 1,148 件 | | 57% | |

結果報告：令和 6 年 3 月末に調査結果報告書として取りまとめ

令和 6 年度第 1 回会議（5 月頃）にて配布・報告予定（任期継続以外の委員の方へは 4 月頃郵送予定）

B. 子どもの生活状況調査

実施時期：令和 5 年 12 月 1 日～令和 5 年 12 月 20 日

対象者：小学 5 年生家庭（子ども・保護者） 877 件（全数）
中学 2 年生家庭（子ども・保護者） 906 件（全数）

実施方法：郵送配布、郵送回答（子どもと保護者がそれぞれ回答）

回収状況：R6. 1. 23 時点（開封が完了していないため、小学 5 年生と中学 2 年生の内訳は推定による数が含まれています。）

| | 配布数 | 回収数 | 回収率 |
|-----------|---------|-------|-----|
| 小学 5 年生家庭 | 877 件 | 411 件 | 46% |
| 中学 2 年生家庭 | 906 件 | 398 件 | 43% |
| 計 | 1,783 件 | 809 件 | 44% |

結果報告：令和 6 年 3 月末に調査結果報告書として取りまとめ

令和 6 年度第 1 回会議（5 月頃）にて配布・報告予定（任期継続以外の委員の方へは 4 月頃郵送予定）

C. 子どもの意見聴取

実施時期：令和 6 年 3 月～8 月頃まで（想定）

対象者：子ども、若者（おおむね 20 代まで）、子育て当事者、子育て支援者

実施方法：アンケート、インタビュー、意見交換会など

※具体的な方法は検討中であるため、令和 6 年度第 1 回会議（5 月頃）にて説明予定